

賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免取扱要綱

平成24年4月1日 制定
平成28年1月1日 改正
令和3年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 地方税法（以下「法」という。）の規定により非課税となる老人福祉施設や障害者支援施設、保育所等（以下「老人福祉施設等」という。）の賦課期日を越えて老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、福祉サービスを充実させることの重要性に鑑み、天理市賦課徴収条例第71条第1項第5号の規定により減免を講じることとし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 減免の対象となる固定資産は、賦課期日現在において、建設中である家屋の敷地、開設準備中である家屋及びその敷地及びこれらに係る償却資産で、賦課期日経過後に次のいずれかの施設又は事業の用（以下「施設等」という。）に供されたものとする。

- (1) 法第348条第2項第10号に規定される保護施設の用に供する固定資産
 - (2) 法第348条第2項第10号の2に規定される小規模保育事業の用に供する固定資産
 - (3) 法第348条第2項第10号の3に規定される児童福祉施設の用に供する固定資産
 - (4) 法第348条第2項第10号の4に規定される認定こども園の用に供する固定資産
 - (5) 法第348条第2項第10号の5に規定される老人福祉施設の用に供する固定資産
 - (6) 法第348条第2項第10号の6に規定される障害者支援施設の用に供する固定資産
 - (7) 第1号から第5号に掲げる固定資産のほか、法第348条第2項第10号の7に規定される社会福祉事業の用に供する固定資産
 - (8) 法第348条第2項第10号の8に規定される更生保護事業の用に供する固定資産
 - (9) 法第348条第2項第10号の9に規定される包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産
 - (10) 法第348条第2項第10号の10に規定される事業所内保育事業の許可を得た者が当該事業の用に供する固定資産
- 2 前項に掲げる施設等の敷地に隣接する土地について、その施設等の運営上直接必要と認められるものについては減免の対象とする。この場合、減免の対象と認定する部分は、翌年度以降の非課税対象の認定部分と等しいものとする。

(減免の適用)

第3条 減免の適用方法は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に掲げる施設等の用に供された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度(以下「当該賦課期日に係る年度」という。)分の固定資産税及び都市計画税のうち、施設等が開設され減免申請がなされた日以降に初めて到来する納期限に係る分から減免する。
- (2) 社会福祉法人等が当該賦課期日に係る年度の前年度分の納税義務も負っている場合で、1月1日から前年度第4期分納期限までの間に施設等が開設され減免申請がなされた場合は、当該賦課期日に係る年度分のみならず、前年度第4期分の税額も減免する。
- (3) 社会福祉法人等以外の者が第2条第1項に掲げる施設等の用に供する固定資産を所有し、社会福祉法人等へ貸し付けている場合は、無償での賃借契約を結んでいることを証明した場合に限り減免の対象とする。この場合の減免の適用時期については、第1号及び第2号による。

(減免割合)

第4条 減免の対象となる固定資産に係る固定資産税及び都市計画税のうち、第3条が適用される納期分に相当する税額の10割を減免する。

- 2 当該固定資産に減免対象外部分が存在する場合は、当該固定資産全体に対する減免対象部分の割合(小数点以下第5位切り上げ)に、前項で算出される減免割合を乗じた数値(小数点以下第5位切り上げ)を減免割合とする。

(減免申請等)

第5条 減免申請にあたっては、「固定資産税・都市計画税減免申請書」に次の資料を添付させ提出させるものとする。

- (1) 法人履歴事項全部証明書
- (2) 法人定款
- (3) 開設許可書又は事業開始届出書又は指定通知書等、施設等の種類及び開設日等が確認できる書類
- (4) 土地利用図及び家屋平面図
- (5) その他施設管理規定又はパンフレット等、減免認定を行う上で必要となる書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。